

○財務省告示第八十三号

大韓民国産及び中華人民共和国産の炭素鋼製突合せ溶接式継手に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（平成二十九年三月財務省告示第八十六号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査により判明した事実に基づき、大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする炭素鋼製突合せ溶接式継手について、同条第一項及び第二項の規定により不当廉売関税を課することが決定されたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税定率法（以下「法」という。）第八条第一項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

(一) 品名、銘柄及び型式 法の別表第七三〇七・九三号に掲げる継手（突合せ溶接式のものに限る。）のうち、炭素鋼製のもの（同表第七二類の注1(d)の鋼を材料として製造されたものうち、同表第七二類の注1(f)のその他の合金鋼を材料として製造されたものを除く。以下「炭素鋼製突合せ溶接式継手」という。）

(二) 特徴 流体を必要な場所へ運ぶ役割を果たす配管において、管と管を接続する等の用途に使

用される配管部材であり、工場やプラント等配管が張り巡らされるあらゆる場所で用いられる。

二 法第八条第一項の規定による指定に係る貨物の供給国

大韓民国（以下「韓国」という。）及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）

三 法第八条第一項の規定により指定された期間

平成三十年三月三十一日から平成三十五年三月三十日までの期間

四 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

(一) 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）
炭素鋼製突合せ溶接式継手

(二) 調査対象貨物の供給者

イ 調査当局が知り得た韓国の供給者

(イ) TK Corporation（以下「泰光」という。）

(ロ) Sungkwang Bend Co., Ltd.（以下「聖光」という。）

(ハ) SBC Bend Co., Ltd.（以下「三光」という。）

(ニ) HWAJIN PF Co., Ltd.（以下「和珍」という。）

(ホ) YOUNG IND.Co., Ltd.

- (ク) Pipe Bank Co., Ltd
- (ト) HASUNG Co., Ltd. (以下「河星」という。)
- (チ) KYEONG NAM BEND Co., Ltd. (以下「慶南」という。)
- (リ) PILS Co., Ltd
- (ヌ) DG BEND
- (ル) SUNGJIN BEND
- (ヲ) NAMSUNG SANUP
- (ワ) WONNAM BEND
- (カ) GUKYONG SANUP
- (ヨ) YOUNGSHIN BEND
- (タ) ILSUNG BEND
- (ト) JONGHWA BEND
- (ソ) KUM KANG INDUSTRIAL Co., Ltd.
- (ツ) SHK Co., Ltd.

ロ 調査当局が知り得た中国の供給者

- (イ) 營口遼河機械管件有限公司 (Yingkou Liaohé Machinery & Pipe fittings Co., Ltd.)

(ロ) 営口市北方管件有限公司 (Yingkou North Pipe Fittings Co., Ltd.)

(ハ) 営口宝唯管件有限公司 (BNV Piping Products Co., Ltd.)

(ニ) 河北圣天管件集团有限公司 (Hebei Shengtian Pipe-Fitting Group Co., Ltd.)

(ホ) 河北渤海管道设备集团有限公司 (Hebei Bohai Pipe Fitting Group Co., Ltd.)

(ク) APCO PIPE FITTINGS Co.,Ltd

(ト) 江阴中南重工股份有限公司 (Jiangyin ZhongNan Heavy Industry Holdings Co., Ltd)

(三) 調査の対象とした期間(以下「調査対象期間」という。)

イ 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実(以下「不当廉売の事実」という。)に関する事項 平成二十七年十月一日から平成二十八年九月三十日まで(ただし、不当廉売関税に関する政令(以下「令」という。))第二条第三項の特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実(以下単に「市場経済の条件が浸透している事実」という。)に関する事項については、生産者の会社設立の時から同日まで)

ロ 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 平成二十五年一月一日から平成二十八年九月三十日まで

(四) 不当廉売された貨物の輸入の事実

不当廉売差額は、輸出国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取

引における価格又は調査対象貨物の生産費に調査対象貨物の原産国で生産された調査対象貨物と同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費を加えた価格の加重平均（以下「正常価格」という。）と、本邦への輸出のために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）との差額とし、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出することとした。ただし、中国産の調査対象貨物の正常価格については、市場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合には、令第二条第三項の規定に基づき、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格又は代替国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格のいずれかの価格（以下「代替国価格」という。）を用いることとした。

イ 韓国を原産地とする不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実

（イ） 供給者

調査当局が知り得た韓国の供給者に対して質問状等を送付したところ、泰光、聖光、三光、和珍、河星、慶南及び SHK Co., Ltd. から調査に協力するとの回答の提出があった。その他の調査当局が知り得た韓国の供給者からは回答の提出がなく、調査に協力しなかった

と認められた。なお、聖光からは和珍の関連企業である旨の回答があり、和珍と経営についての共通性等が認められたことから、不当廉売差額率の算出に当たって同一の事業体とみなすこととした。

(ロ) 正常価格

正常価格の算出に当たり、泰光については、提出された証拠等及び現地調査の結果を踏まえ、質問状等に対する回答を正常価格の算出に用いることとした。一方、三光、和珍、河星、慶南及び SHK Co., Ltd.については、妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供せず又は調査を著しく妨げたと認められることから、知ることができた事実として申請者が申請書において主張する韓国における調査対象貨物の製造原価に販売管理費及び利潤を加えた価格を用いることとした。

(ハ) 輸出価格

輸出価格の算出に当たり、泰光については、提出された証拠等及び現地調査の結果を踏まえ、質問状等に対する回答等を輸出価格の算出に用いることとした。一方、三光、和珍、河星、慶南及び SHK Co., Ltd.については、妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供せず又は調査を著しく妨げたと認められることから、知ることができた事実として申請者が申請書において主張する輸出価格を用いることとした。

(二) 不当廉売差額率

正常価格と輸出価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、泰光を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については四十三・五一パーセントであった。また、三光、和珍（関連企業である聖光を含む。）、河星、慶南、SHK Co., Ltd.、調査当局が知り得た韓国の供給者のうち回答の提出がなかった者及び調査当局が知り得なかった韓国の者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、知ることができた事実に基づいて算出した結果、七十三・五一パーセントであった。

ロ 中国を原産地とする不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実

(イ) 供給者

調査当局が知り得た中国の供給者に対して質問状等を送付したところ、回答の提出がなかった。

(ロ) 正常価格

正常価格の算出に当たり、調査当局が知り得た中国の供給者から質問状等の回答がなく、市場経済の条件が浸透している事実を確認できなかったことから、正常価格の算出のために代替国価格を用いることとした。

(ハ) 輸出価格

輸出価格の算出に当たり、調査当局が知り得た中国の供給者から質問状等の回答がなかったことから、知ることができた事実として利害関係者に対して送付した質問状等の回答の一部を用いることとした。

(二) 不当廉売差額率

正常価格と輸出価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、調査当局が知り得た中国の供給者のうち回答の提出がなかった者及び調査当局が知り得なかった中国の者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については六十・八四パーセントであった。

ハ 結論

以上から、四(二)に掲げる者を供給者とし、並びに韓国及び中国を原産地とする調査対象貨物について不当廉売の事実が認められた。

(五) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

不当廉売された調査対象貨物は、本邦の市場での販売量を増加させた。また、不当廉売された調査対象貨物は、本邦において生産された調査対象貨物と同種の貨物（以下「本邦産同種の貨物」という。）との代替性を有しており、取引において価格が重視される中、本邦産同種の貨物の国内取引価格を著しく下回る価格で輸入された。本邦の産業については、不当廉売された調査対象貨物の輸入の増加の影響を受け、販売量、利潤その他の指標が悪化した。以上から、

不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと認められた。

(六) 結論

以上のとおり、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められ、当該本邦の産業を保護するため必要があることから、不当廉売関税を課することが決定された。

五 法第八条第二項の規定により不当廉売関税を課する貨物及びその決定の理由

(一) 不当廉売関税を課する貨物

韓国及び中国を原産地とする炭素鋼製突合せ溶接式継手のうち、法第八条第九項の規定に基づく暫定的な関税が課されたもの。

(二) 不当廉売関税を課する理由

調査の結果、(一)に掲げる貨物に対して暫定措置がとられなかったとしたならばその輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるため。

六 その他参考となるべき事項

(一) 韓国を原産地とする炭素鋼製突合せ溶接式継手の不当廉売関税の税率

炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（平成三十年政令第二百一十一号）による改正後の炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して

- 課する不当廉売関税に関する政令（平成二十九年政令第三百二十四号。以下「新政令」という。）において定める不当廉売関税の税率については、四四イ（二）における炭素鋼製突合せ溶接式継手の供給者の不当廉売差額率から導かれたものであるところ、別表 1 の上欄に掲げる者を供給者とする税率については、それぞれ同表の下欄に定める税率となる。
- （二） 中国を原産地とする炭素鋼製突合せ溶接式継手の不当廉売関税の税率
- 新政令において定める不当廉売関税の税率については四四ロ（二）における炭素鋼製突合せ溶接式継手の供給者の不当廉売差額率から導かれたものであるところ、別表 2 の上欄に掲げる者を供給者とする税率については、それぞれ同表の下欄に定める税率となる。
- （三） 調査結果報告書の入手
- 調査の経緯並びに調査当局の認定及び結論の詳細を記載した調査結果報告書は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一 A の千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定第十二・二条の規定に基づき公表され、財務省及び経済産業省のホームページにおいて入手することができる。

別表 1

供給者	税率
TK Corporation	四十一・八%

Sungkwang Bend Co., Ltd.	六十九・二%
SBC Bend Co., Ltd.	六十九・二%
HWAJIN PF Co., Ltd.	六十九・二%
YOUNG IND.Co., Ltd.	六十九・二%
Pipe Bank Co., Ltd	六十九・二%
HASUNG Co., Ltd.	六十九・二%
KYEONG NAM BEND Co., Ltd.	六十九・二%
PILS Co., Ltd	六十九・二%
DG BEND	六十九・二%
SUNGIN BEND	六十九・二%
NAMSUNG SANUP	六十九・二%
WONNAM BEND	六十九・二%
GUKYONG SANUP	六十九・二%
YOUNGSHIN BEND	六十九・二%
ILSUNG BEND	六十九・二%

JONGHWA BEND	六十九・二%
KUM KANG INDUSTRIAL Co., Ltd.	六十九・二%
SHK Co., Ltd.	六十九・二%
その他の者	六十九・二%

別表2

供 給 者	税 率
営口遼河機械管件有限公司 (Yingkou Liaohe Machinery & Pipe fittings Co., Ltd.)	五十七・三%
営口市北方管件有限公司 (Yingkou North Pipe Fittings Co., Ltd.)	五十七・三%
営口宝唯管件有限公司 (BNV Piping Products Co., Ltd.)	五十七・三%
河北圣天管件集团有限公司 (Hebei Shengtian Pipe-Fitting Group Co., Ltd.)	五十七・三%
河北渤海管道设备集团有限公司 (Hebei Bohai Pipe Fitting Group Co., Ltd.)	五十七・三%
APCO PIPE FITTINGS Co.,Ltd	五十七・三%
江阴中南重工股份有限公司 (Jiangyin ZhongNan Heavy Industry Holdings Co., Ltd)	五十七・三%

その他の者

五十七・三%